

税源移譲時の所得変動に伴う平成19年度住民税(市県民税)の減額措置 対象者は申告してください



対象者

平成19年分の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税が課税されなかった人で、次の条件1および条件2を同時に満たす場合、申告により平成19年度市県民税が減額(還付)されます。

条件1	平成19年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を除く)	>	平成19年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計
条件2	平成20年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を含む)	≤	平成20年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計

(注1) 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除合計額(注2) 例: 基礎控除(所得税)38万円 - (市県民税)33万円 = 5万円
 ※ 寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった場合や平成19年中に亡くなった人は、この市県民税の減額(還付)の対象になりません。

申告方法

対象者は、**7月1日から31日までに、
 平成19年1月1日現在居住の市区町村へ減額申告書を提出**

※減額申告書の様式は、各市町村の窓口で配布しています。また、市ホームページ (<http://www.city.gojo.lg.jp>) からダウンロードできます。

※申告後、減額(還付)の対象となるかどうかの審査を行い、申告を行った人にその結果を通知します。

※適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要ですので、結果通知までに時間がかかる場合があります。

減額となる市県民税額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{所得割の税率} \\ \text{(一律10\%)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{調整控除額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平成18年度} \\ \text{所得割の税率} \end{array} \right)$$

平成19年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった場合 住民税からの住宅ローン控除の申告を行ってください

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により平成20年度の住民税(市県民税・所得割)から控除できます。

申告期限は原則として平成20年3月17日までですが、期限後に申告書を提出した場合でも、やむを得ない理由があれば、適用が受けられる場合があります。

対象となる人で、まだ申告書を提出していない場合は、速やかに市役所へ申告してください

▽住民税(市県民税)の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

▽平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

(※別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、葛城税務署に問い合わせてください。)

■問合先 葛城税務署 ☎0745・22・2721
 税務課市民税係 ☎(内線298、256)